

北名古屋衛生組合温水プール指定管理者募集要項及びその仕様書の特記仕様書

本書は、北名古屋衛生組合温水プール指定管理者募集要項及びその仕様書を補足するものである。

第1 管理運営経費

主な管理運営経費のうち、保守管理費、修繕費及び機器リース料については次のとおりである。

(1) 保守管理費

次に示す保守管理費については、指定管理者が契約を締結する。費用は指定管理者が指定管理料にて支払うこととする。

- ・防犯設備管理費
- ・通信回線管理費
- ・エレベーター保守点検費（法定検査費用含む）
- ・自家用電気工作物保安管理費
- ・浄化槽保守点検費及び法定検査費
- ・電気温水器保守点検費
- ・券売機及び複合機の保守点検費

(2) 修繕費

「修繕計画表」における軽微修繕料については、指定管理者が契約を締結する。費用は定められた額以内で、指定管理者が指定管理料にて支払うこととし、差額が生じた場合は返納するものとする。また、軽微修繕料で支出できない修繕費用（計画修繕費）は、組合が負担することとする。

(3) 機器リース料

次に示す機器については、指定管理者が契約を締結する。費用は指定管理料にて支払うこととする。

- ・自動体外式除細動器（AED）

第2 その他

(1) 光熱水費

電気料金及び水道料金は、組合が実績に応じて支払う。ただし、水道に係る法定点検の費用は指定管理者が指定管理料にて支払うこととする。

指定管理者は、適切な運営を心掛け、光熱水費の低減に努めること。

- ### (2)
- この特記仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、指定管理者と組合が協議のうえ、処理するものとする。